

○射水市新湊交流会館条例

平成17年11月1日

条例第118号

改正 平成18年3月22日条例第31号

平成23年3月18日条例第5号

平成26年3月20日条例第2号

平成30年12月21日条例第35号

(設置等)

第1条 市民活動の活性化及び市民相互の交流促進を図り、市民生活の向上及び住み良い地域社会づくりを推進するため、新湊交流会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
新湊交流会館	射水市三日曾根9番18号

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで

(2) 休館日 毎週月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。)及び年末年始(12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日)

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可について、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないものとする。

(1) 会館の設置目的以外に使用すると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 会館の建物、附属設備及び器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理運営に支障があると認めるとき。

(入館の拒絶又は退館の命令)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 規則で定める禁止行為に該当するとき。

(2) 感染性の疾病にかかっていると認められ、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

(4) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 第4条の規定により、会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、会館に装飾その他特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、第4条第1項の規定による使用の許可と同時に市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用の禁止等)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使

用者に損害を生じて、市は、その賠償の責任を負わない。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可申請書の記載事項に偽りがあったとき。
- (4) 第5条各号に規定する事由が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(原状回復)

第13条 使用者は、会館の使用を終わったときは、直ちに整理、清掃等を実施して、原状に回復しなければならない。前条の規定により、使用を停止され、又は使用の許可を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償責任)

第14条 使用者は、会館の建物、附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づいて、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条、第5条、第6条、第10条及び第12条の規定の適用については、第3条の規定中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第6条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条の規定中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に会館の管理

を行わなければならない。

(利用料金)

第18条 第15条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第7条第1項に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 使用者は、時間超過に係る利用料金を除き、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納めることができる。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市民交流会館条例(平成8年新湊市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市新湊交流会館条例第17条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第4条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は

当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成23年3月18日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の射水市新湊交流会館条例の規定によりなされた本館についての処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の射水市新湊交流会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の射水市新湊交流会館条例の規定によりなされた分館についての処分、手続その他の行為は、射水市コミュニティセンター条例(平成22年射水市条例第18号)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 第9条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第7条第1項の規定

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(6)まで 略

(7) 第8条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第7条の規定

別表(第7条関係)

区分	使用料(1時間当たり)
----	-------------

会議室	340円
研修室	340円
ホール1	420円
ホール2	420円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。